

# 戦国期の南都神楽

## —その費用と運営—

池和田 有 紀

はじめに

戦国期大和の国人は、興福寺や春日社に従属しつつ、様々な形でその祭礼に関与した。ことに有名なのは平安後期の創始以来活況を呈した若宮祭である。興福寺の僧が田楽の料足調達を担い、のちには猿樂興行権も掌握したのに対し、大和の有力武士たちは輪番制で流鏑馬頭役となり、同祭に奉仕した。流鏑馬頭役は願主と呼ばれ、莫大な出費を伴うことから、有力国人にとって権威の象徴であり、彼らの在地支配を進めるためにも勤仕は望ましいものであつた。<sup>(1)</sup>

大和有力国人が担つたのはそれだけではない。若宮祭のように毎年ではなく、不定期に行われるもので、従来あまり注目されることはなかつたが、春日社七ヶ夜陪從神楽の奉納もその一つである。七ヶ夜陪從神楽は、鎌倉時代前期、春日山の樹木が一斉に枯れるという、いわゆる山木枯槁が生じた際、神慮を慰めるために当時の氏長者である藤原道家の沙汰で行われたのが始まりとされる。以来、たびたび発生した山木枯槁に際しては、鎌倉期には氏長者の命で、室町期には將軍家によって、春日社に神楽が奉納された。しかし、<sup>(2)</sup>者<sup>(3)</sup>の命で、室町期には將軍家によって、春日社に神楽が奉納された。

嘉吉の乱や応仁・文明の乱を経て大和における将軍支配力が衰退すると、勢力を伸張してきた国内の有力武士が、枯槁の有無にかかわらず積極的に、七ヶ夜にわたる南都神楽に携わるようになる。

例えば文明十一（一四七九）年及び明応二（一四九三）年の南都七ヶ夜神楽は、枯槁のためではなく、越智家栄の立願によって行われた。越智氏は当時、大和における畠山・西氏の争いに、義就方として他の国人を圧倒し、殊に明応二年には細川政元による政変に協力して全盛期にあつた。<sup>(4)</sup>注目すべきは、家栄が施主として専ら費用を負担し、二条持通を願主に招請して挙行したということである。神楽の演奏も、所作に堪能な公家衆を願主とともに春日社に招いて行われた。摂関家という旧い権威を担ぎ出し、かつて将軍家によって奉納された神楽を国人が再興したことは、大和における戦国期のはじまりを示唆するものであろう。その後、筒井氏・十市氏といった有力国人が進んで越智の例に倣い、たびたび摂関家を招いて七ヶ夜の神楽を催している。さらに、国人のみならず、赤沢朝經や松永久秀といった新興の外部勢力も自ら積極的に神楽の施主になろうとした。彼らが七ヶ夜神楽を催したのは、いずれも大和におけるその勢力が最も強い時期に重なる。つまり、神楽の奉納は彼らの大和支配のしるし、宣言でもあつたといえよう。<sup>(5)</sup>

ところで、七ヶ夜神樂は文字通り七晩にわたって行われる。こうした大規模な行事には、相当の費用が必要とされた。反錢賦課などを含む「助成」が行われた若宮祭ほどではないにせよ、施主となつた国人にはどれほどの負担が求められたのだろうか。本稿では、南都神樂の諸費用について具体的に明らかにするとともに、神樂の運営に奔走した春日社、大和有力武士、公家の関わりを描き出してみたい。それによつて、大和国人がなぜ神樂奉納を望んだのか、そのメリットはどのようなものであつたかを考えてみたい。

## 一 社家の役割

戦国末期の大和において、三好長慶の家臣であつた松永久秀が台頭したことはよく知られている。久秀は天文末頃から信貴山に築城、永禄三年頃には、国内に乱入して最も有力な筒井勢力を抑え、奈良に多聞山城を築いた。<sup>(6)</sup> 彼が春日社において七ヶ夜神樂を催したのは、同五（二五三）年のことである。筒井藤勝（順慶）が施主となつた天文二十三（二五四）年神樂の例に准じたものであつた。国人が行つてきた大規模な神樂を主催することで自らの勢力を誇示してみせたのである。

次の史料は永禄五年七ヶ夜神樂の際、松永久秀が施主として春日社へ渡した用脚の内訳である。

（史料A）

春日社陪從御神樂用脚事、

一、五十六石 七ヶ夜之間御神供米、正預方并權官衆六人へ相渡了、

↓ a

一、五十六貫文	同間御供菜、同衆へ相渡之、	↓ a
一、壱貫四百文	同間御神供井勅使御奉幣紙之代、	
一、三貫五百文	同間御幣串別ニ候間白布之代、	
一、武貫文	同間御幣串之代八十四本、	
一、廿壱貫文	大社并率河社転之代、權官衆、	
一、三貫五百文	若宮社転之代、若宮神主方へ相渡之、	
一、武貫文	中日結日神馬代、正預へ相渡之、	
一、百貫文	七ヶ夜祝祿之代、正預へ相渡之、	
一、卅壱貫文	社中人別百疋宛相渡之、	↓ c
一、廿貫文	若宮拝殿神樂、	
一、七貫文	七ヶ夜勧益料、職事神人に申付之、	
一、八貫文	社中饗膳之代面々に相渡之、	
一、十二貫六百文	六人神殿守神人チハヤ之代相渡之、	
一、十五貫文	三方神人一献之代下行之、	
一、武貫文	拝殿惣一方へ相渡之、	
一、七貫文	御神供備進音楽料、当所伶人三下行之、	↓ d
一、五百文	宿直人二下行之、	
一、五百文	寺門五ヶ屋へ相渡之講問料、	
一、四十五貫二百文	三方神人烏帽子代、人別十疋ツ、下行之、	
一、壱貫文、太刀壱腰	施主八幡御祈師神人に下行之、	
一、五百文	水室社 <sup>(正)</sup> シヤウ行事に下行之、	
一、三十貫文	奉行新方、	
合參百六十四貫八百文者、		

右半竹軒并塩治一岐守殿ヨリ請取申状如件、

奉行新次預  
祐岩(花押)<sup>(7)</sup>

天文貳年癸巳十二月廿八日、

永禄五年壬戌十一月 日

正預  
祐維(花押)<sup>(8)</sup>

この請取状には、神前に供える供菜米料を主とし、御幣・神馬・樂人への下行・報酬など都合三百六十四貫文あまりに及ぶ費用が示されている。文書中にもみえる半竹軒および塩治老岐守は後述するように松永配下の者であろう。ところで、史料Aのような下行があると、下行先から社家に請取状が出され、何通かが社家文書中に残されている。例えば、文書中のd部分は三方神人に下行された一献料の十五貫文であるが、これに対しては次のような請取状が存する。

謹請申春日社就陪從御神樂一献料事、

右所請取申状如件、

合拾伍貫文者、

永禄五年壬戌十一月吉日

三方禰宜等

永季(花押)

春致(花押)<sup>(9)</sup>

重春(花押)<sup>(8)</sup>

この文書がdの下行に対応する請取状であることは、年月日の記載などが

らみて間違いないが、永禄五年の年紀をもつ請取状はじつはこの文書一通しかなく、a・c・eに概当する他の請取状はすべて永禄五年以前のものである。例えば、次の文書をみてみよう。

請取申七ヶ夜御神樂御神供料事、

合五十六石貫文者、

右所請取申状如件、

この正預祐維の請取状は、七日間の神供米と神供菜料、合せて五十六石・五十六貫文に対するもので、a部分に相当することは明らかである。しかし、その年紀が天文二（一五三三）年となっていることから、永禄五年神樂ではなく、天文二年神樂の時に出されたものであろう。このほか、cについては天文二年の、b・eについては天文十一年の請取状が存する。<sup>(10)</sup> 年紀は異なるものの、いずれにおいても請取額（下行額）は史料Aの額に一致する。このことから、史料Aの松永久秀の支弁が先例に則したものであり、代々の施主から社家へは、つねにAと同様の費用が渡っていたと理解できよう。<sup>(11)</sup>

一方、これらを施主から受け取った次預中臣祐岩は、春日社側の神樂奉行である。春日社の神職組織は、神主・正預・若宮神主の三惣官を頂点とし、神主は大中臣氏、正預は中臣氏の世襲であった。ちなみに神主大中臣方の下には権神主・新権神主がおり、中臣方には正預・権預・次預・神宮預・加任預などがいる。<sup>(12)</sup> このうち、七ヶ夜神樂にかかわったのは主に正預を中心とする中臣氏であった。当該期には諸流に分かれ、辰市・大東・今西・新などの家名がみられる。

中臣方が七ヶ夜神樂に携わるのは、春日山木枯槁の初度とされる鎌倉期の文暦二（一二四）年からである。このとき中臣氏は、枯槁が起きた際には彼らが中心となつて祈禱を行えるよう、その正当性を「託宣記」の存在を示して主張した。「託宣記」とは、春日社創建の由来と、神護景雲二年に下つたといわれる託宣について述べたもので、神慮を慰めるためには中臣家の子孫が七日間の神事を行うべきことが説かれている。この「託宣記」が実は当時の

中臣氏による偽作で、山木枯槁という異常事態に乗じて、神主家である大中

臣方の勢力に対抗するべく、一族の結合と利益のために作成されたことが近年指摘されている。<sup>(13)</sup>しかし彼らの努力はみのり、その後も枯槁に伴う七ヶ夜

神楽には、必ず正預が「祝師」に任ぜられた。それは神楽が始まる前、神前に御幣をたてまつり、祝詞をあげるというような役であったのだろう。足利

義満が応永十二（一四〇五）年の枯槁に伴う神楽を主宰した際にも、義満の求めに応じて中臣祐時が注進した「可有申沙汰一条々」の中に、「祝師任例可」

被勤仕之由、可被成下御奉書於正預祐主<sup>(14)</sup>」という一文がしっかりと入れられている。

やがて戦国期以降、枯槁に関わりなく行われた国人を施主とする神楽においても、常に正預が祝師に任ぜられた。それは、彼らが主張するように、神事のうちに「秘事之祝カリニモ不可」有外見之儀云々、「官幣御幣啓白之時ハ大中臣方悉以退出候」<sup>(15)</sup>、という、他氏を排除し、中臣の一族のみで行われる秘事があつたからである。また史料Aの一つ書の末尾に「三十貫文 奉行新方」とあるように、施主からは正預方へ礼錢が届けられた。<sup>(16)</sup>こうした権益を子孫に伝えるため、中臣氏方は代々にわたり、一種のマニュアルとしての神楽記を作成し、それをもとに先例を勘じて、いわば施主の指南役となつていたのである。従つて、史料Aにみえるような用脚の授受やその差配は、すべて正預の役割であった。

ところで、神楽は施主と社家のみで完結するわけではなく、その上に願主を戴き、京都から公家衆の下向もある。では施主は、願主や公家衆に対してもどのように対応したのだろうか、次にみてみよう。

## 二 公家衆の下向

### ①諸屋と雑具

松永を施主とする永禄五年神楽は、近衛植家・前久親子が願主であった。概要は次の史料によつて知られる。

#### 〔史料B〕

一、永禄五年壬戌十一月自十二日当社七箇夜御神樂有之、

施主 松永弾正少弼久秀沙汰之、

一、御願主近衛殿大閻、御子息閑白殿御同道之、御參籠也、

一、公家衆六人御下向、舟戸屋ニ御參籠之山科殿・藪内殿父子・五辻殿・持明院殿・薄殿、

一、勅使于時南曹柳原殿、藤屋ニ御參籠也、

一、地下陪從十四人松屋參籠也、

一、京都各御下向衆之雜具・飯米以下悉以施主霜台沙汰之、

#### 【中略】

一、三十八所屋霜台奉行半竹軒參籠也、

一、椿屋同奉行塩治老岐守參籠也、

一、今度御願主近衛殿大閻様、俄鼻血出テ絶入シ給事、終夜之間數度也、子細者鹿ノ合火故也云々、占方以下種々御祈禱、殊者御家中之火ヲ替給之處、悉以御本復畢云々、鼻又ハヨリ血出給タル事中々被仰モヲ

ロカナル由直ニ御雜談之由、喜多院僧正御物語之間、此故二十二日ヨ

リ之御神樂俄三二十三日迄延引之<sup>(17)</sup>

右によれば、当初神樂は十一月十二日からの予定であり、所作の公家六人、勅使、地下陪從が次々と南都に下向、舟戸屋・藤屋などの社頭參籠所に滞在した。願主の不慮の事故によつて、結局は延期となつたが、注目すべきはその滞在にかかる「京都各御下向衆之雜具・飯米以下」を、「施主」霜台（久秀）がことごとく沙汰したという部分である。實際には、半竹軒<sup>(18)</sup>と塩冶壱岐守が松永方の神樂奉行として諸雜務を担つた。

では、下向衆の雜具等とは、具体的にどのようなものであつただろうか。

次に挙げる文書は、永祿五年神樂に際して山科家雜掌大沢重成<sup>(19)</sup>が、南都神樂に必要な雜具や諸経費等を書き留めたものである。やや長い引用になるが、次に文書の全文を示し、その内容を解説しながら、神樂の費用と運営形態の一端を明らかにしてゆこう。

〈史料C〉

## I 南都大神樂

### 雜具請取日記

一、御 <small>五器</small> こき	一せん、あさき <small>内</small> うちあか、御 <small>皿</small> さら	五つ、
一、御はし <small>白筈</small>	しらはし七せん、 <small>赤筈</small> あかはし卅せん、	
一、御くきやう	一せん、	
一、御 <small>筵</small>	一まい、たゝみのおもて、	
一、御むしろ		
一、御供衆のこき	十五せん、但うちあか三つ <small>こき</small> 、さら同十五、	
一、同おしき <small>折敷</small>	十五まい、	
一、同むしろ	十五まい、五くみ、	
一、いゝひつ <small>金鑼</small>	一つ、 <small>金鑼</small> なへ	
	細小鉢かなわ	
	すりこはち	
	木匂ほくり	
一、しは <small>柴</small>	日ゝ、	
	三そく	

一、御たらい <small>屏</small>	二つ、上下、
一、火うち <small>度斗</small> すみとり	一つ、同すみ 入次第、
一、うちとうたい	二つ、
一、火うち	一つ、
一、うちとうたい	二つ、
一、金鑼なへ	二つ、
一、細小鉢かなわ	二つ、
一、すりこはち	一つ、同すり木、
一、木匂ほくり	一そく、
一、しは <small>柴</small>	足 <small>東</small> 三そく、

一、(割木)わりき 日ゝ、二そく、

一、(松明)せうめい 日ゝ、五丁

一、(油)あふら 日ゝ、京のあいの物ニ五はい、同(間)つゝに入て、

一、(硫黄灯芯)いわうとうしみ 入次第、

一、(梅)御たる 二荷、初中後三度、

一、(肴)御さかな 二色、(餅版)もちいゝ 五十、(蒟蒻)こんにゃく 十丁、

一、かはらけ 入次第、

一、(鈎漁)つるへ 一つ、

一、(番)はうき 一つ、

一、(天目)てんもく 一つ、

一、(行燈)あんとん 一つ、

以上、

## II

### 日ゝ雜用下行物

上様

百文、

御侍衆 八人、一人分 卅文宛、貳百四十文、一人分まし也、

御雜色衆 五人、七十五文、一人分十五文宛、

御小者 二人、卅文同、

人夫 一人、八文、

以上四百六十四文か、

八日分惣以上參貢六百八十四文か、

同米ノ方上下十七人分白米、

上様 武升宛、

## III

### 此外

御出立 十貫文、

御(興兒)こしかきの物 式貫文、

御供衆酒肴代 参貫文、是ハ惣中へ、

御供衆出立料 七百文、

以上拾五貫七百文、

### 此外

御迎ノ人夫五人、御送人夫七人宛、

此外和琴持有人夫壱人四辻殿二、

山科家雜掌大沢左衛門大夫

重成（花押）

永禄五年十一月十二日  
此分半竹軒ニ調渡則請取有之、<sup>(20)</sup>

まず目につくのは、雑具が一つ書きされたI部分である。食器や調理器具・照明などは、公家衆が諸屋に滞在する間に用いる日常具であろう。このとき山科家の当主言継は、笛の所作のために大和に下向した公家衆の一人であつた。<sup>(21)</sup> II部分の「上様」は言継を指し、「御侍衆八人、御雜色衆五人、御

小者二人」に、人夫一人を加えた計十七人で下向したことが分かる。<sup>(22)</sup> 従つて、I部分の「御こき（五器）」から「御むしろ（筵）」までは言継が使用したもので、続く「御供衆のこき・おしき・むしろ」それぞれ十五ずつは、人夫一人を除いた供奉衆十五人の分に相当しよう。残念ながら『言継卿記』には、永禄五年の春日社神楽に関する記述は残されていない。しかし、永禄の先例となつた天文二十三年の施主を筒井順慶とする神楽には、同じく言継が笛の所作人として下向しており、記事が比較的豊富に存する。更に、この天文二十三年神楽に関しては、新（中臣）祐岩の記した「春日社陪從御神樂都鄙用脚等惣別事」（以下「用脚惣別事」と称す）<sup>(23)</sup> から詳細を知ることができる。従つて、以下では、天文二十三年の例を手掛かりとして、I～III部分をそれぞれ検討してゆこう。

まず、「用脚惣別事」には、I部分に関すると思われる次の記事がある。

〈史料D〉

用意シテ京衆へ被渡分

（度）  
スミ、柴薪、ヒキ茶、ラツソク、松明、ゴキ、於敷、木具、かはらけ、  
（切板）  
（菜刀）  
（笊籠）  
キリキタ、なかたな、いかき、さいトウハシ、ハラ筵、ツルヘ  
（鉢）  
（笊）  
（金輪）  
（杓子）  
（木恩）  
（灯籠）  
（手拭）  
カナワ、シャクシ、ホクリ、トロ、テノコヰ、

如此類用意シテ被相渡、神樂以後可被返渡之旨、堅可有約束也、然共京衆毎々恣沙汰之間、シカヽト無之ナル歟、ノコリ分新方令交合、御供所并諸屋以下寄進沙汰之、然処今度神樂以後、ノコリノ道具等儀音信無之間シラス、重而ノ時ハ神樂以後早旦ニ方々諸屋へ人ヲ付ヲキ京衆以下取散候者不可叶之旨堅申聞、新方可令交者也、

これによれば、ほぼIと同様の雑具類は、社家と施主とが用意して下向した京衆に渡し、神樂が終わったら返却される約束であったという。実際Iのうち「御茶の温ノ道具」には「皆返進申候」と記されており、『言継卿記』同年十月三日条にも、「茶湯之道具并鍋、金輪等返渡云々」とあるように、七ヶ夜神樂を終え上洛する直前に雑具は返されている。蠟燭や灯芯、かわらけなどの消耗品以外の道具が返却の対象となつたのであろう。しかし、京衆が恣にふるまつた結果、道具類が無くなることもあつたという。こうした事態に際し社家と施主側は協力して雑具回収にあたつたのであろう。また諸屋のしつらえも両者の協働によつている。<sup>(24)</sup> ところで、実はIとほぼ同内容の社家文書がもう一通あるので、次に挙げておく。

〈史料E〉

雑具渡日記

一、御こき一せん、あさき、内あか、御さら五ツ、  
一、御はし、白はし十五せん、あかはし六十せん、  
一、御くきやう二せん  
一、御むしろ一まい、たゝみおもて、  
一、御供衆のこき卅せん、同さら三十、  
一、おしき卅まい  
一、むしろ卅まい、五くみ、  
一、いゝひつ二 同いゝかい二  
一、きりはん二

一、いかき大小四

一、たこおけ二荷

一、はち大小四 同さいとう二

一、木てうし四

一、らうそく大小十五ちやう

一、火はし二せん

一、しゃくし二

一、もちおけ大小四 同ひさく一

一、御手のこい二

一、御茶の湯の道具、皆具、茶せん二、御茶小おけに入、

一、ます一

一、御たらい上下二

一、すみとり一、すみは入次第、  
一、□ちとうたい四<sup>(25)</sup>

一、なへ大小四

一、かなわ四

一、すりはち二、同すり木二ツ

一、御ほくり一そく

一、わり木日々に四そく

一、せうめい日々に十ちやう

一、あぶら日々にあいの物に十ほい

一、御樽の看もち百、こんにやく廿ちやう、三ヶ度まいる、

一、つるへ一  
一、はう木二  
以上

天文廿三年分如此分候、<sup>(25)</sup>

この文書の袖書には、「永禄五壬戌松永少弼執行之砌、御願主殿ヨリ被下之写」とあり、奥に「天文廿三年分如此分候」とみえる。即ち近衛家から示された天文二十三年分の雑具を永禄五年に参照用として社家が写したものであろう。C文書のI部分と比べると、ほぼ同内容で、順序も殆ど同様である。ここの「御こき」以下「御むしろ」までは、願主近衛前久が用いたものであろう。面白いのは、「御供衆のこき卅せん」以下のすべての数量が、対応するI部分の倍数となっていることである。神楽の願主である摂関家の下向には、山科家など他の公家に比べて倍の数、つまり三十人の供奉衆が随行したと考えられる。<sup>(26)</sup>

次に、C史料II部分に移ろう。これらは、いわば参籠の間の滞在費である。「上様」(言継)以下十七人分の八日間にわたる雑費と米で、やはり「用脚惣別事」に次のような関連部分が認められる。

一、御願主御膳 一度別白米一升百文ツゝ、武度ツゝノ御膳也、

殿上人 一升五十文、日別

諸大夫 待衆 一升卅文ツゝ、同

雜色 一升廿文ツゝ、同

下部衆 一升十文ツゝ、同

一、勅使 米壹石五斗料足三貫文ニテかいきりに沙汰之、

一、堂上衆 武升百文ツゝ、日別、

侍衆 一升卅文ツヽ、同 雜色一升十五文ツヽ、日別、

下部衆 一升八文ツヽ、同、

この部分のうち、傍線部の堂上衆分がII部分に相当するとみられる。単位・数量ともに合致しており、II部分はこれを踏襲した上で人数分の八日分を算出したものであろう。なお傍線より前の部分は願主の分である。では、III部分についてはどうであろうか。一見して出立にかかる費用と分かるが、出立料であるからには、言継以下が南都に赴くのに先だつて、あらかじめ彼らの手元に届いていなければならない。そこで次に、出立料を含む諸費用が公家のもとにどのようにしてもらられるかを追つてみよう。

## ②費用の到来と配分

天文二十三年の南都神樂について、在京の山科言継のもとにその開催の知らせが届いたのは六月二十日のことであった。願主である近衛家から伝えられると、言継はすぐに四辻・薄などのもとに赴き、神樂についての打ち合わせを行つてゐる。彼らはいずれも前回にあたる天文十一年の南都神樂にも下向したメンバーであつた。ちなみに「言継卿記」に「予先々記六隨身、様体談合了<sup>(27)</sup>」とみえる、言継が持参した先々の記録とは、同記に散見する「神樂記」のことと、現在「南都神樂記」と称される本に相当すると考えられる。<sup>(28)</sup>【言継卿記】によれば天文二十三年の神樂は、九月二十日からと決定したものの、南都側との交渉不調により延引、実際に言継のもとに出立料の一部が到来したのは九月十七日、すべて揃つたのは二十日のことであつた。「自

南都「大神樂出立之残今日到来云々、從「大膳權大夫方」可渡之由申來、則薄雜掌令「同道」沢路筑後守龍向請取了、」とみえるように、山科家の侍沢路重清と薄家の侍が、近衛家諸大夫である北大路俊直から出立用脚を受け取つており、同記には続けて次のような請取状案が記されている。

請取申南都大神樂錢之事、

御出立	十貫文
御興昇物	二貫文
御供衆出立	七百文
以上十二貫七百文者、	

右所請取申如件、

天文廿三年九月十七日

山科家雜掌重清 判

（俊直）  
大膳權大夫殿

この請取状は、C文書III部分のうち、「御供衆酒肴代 参貫文、是ハ惣中へ」という一行を除いた分と一致する。従つて、やはりIII部分は永禄五年神樂の出立料と確認されよう。ちなみに除かれた一行については、同記十五日条に、「近衛殿大膳權大夫（俊直）來、就「大神樂之儀」為「堂上中」五百疋分用捨之事、可「申調」之由有<sup>(29)</sup>之間、四辻・薄等へ罷向令<sup>(30)</sup>談合、僮僕中へ酒肴之代三百疋之分用捨之事、又広橋へ罷向申調了、」とみえる分に相当し、天文二十三年のこの段階では、既に僮僕中へ渡されている。

また、「用脚惣別事」によれば、以上のような京都での一連の動きにさきだち、九月十二日条に、「料足二百貫文京都被<sup>(31)</sup>上了、飯田方ニ在<sup>(32)</sup>之戊亥と申躰ト一乘院家ノ藤二郎ト上洛候、不日ニ料足京進之間、來廿日各御下向難相調之間歟、於「向後」も京都之儀早々兼日に可<sup>(33)</sup>被<sup>(34)</sup>相伺<sup>(35)</sup>者也、」とみえ、神

樂の料足二百貫があらかじめ南都から京都へと運ばれている。筒井配下の飯田氏とともに一乗院の使いが上洛していることからも、これらがまず願主である近衛家に到来し、その後諸家に配分されたことが知られよう。

以上から、史料Cは、天文二十三年神樂の先例に倣い、山科家の南都下向に必要な道具や費用をまとめたものであったことが確認できる。文書の日付十一月十二日は、予定されていた神樂開始日であり、京衆たちはその直前に南都入りしていたであろうから、重成は山科家側が既に受け取つたものについて記したと考えられる。

ところで、ここでもみられる半竹軒は、塩治壱岐守とともに松永の配下にあって永禄五年神樂に尽力した。こうした施主側の神樂奉行として、ほかに天文二十三年には筒井代の中坊法眼や飯田与介が<sup>(29)</sup>、また享禄四(一五三二)年神樂には施主十市方の雜掌として宗恩坊・一郎などの名が挙げられる。<sup>(30)</sup>彼らは社家や願主との折衝のほか、下向した公家衆のもとへ「梅壱荷・蜜柑三十斗・茶一包ツ」<sup>(31)</sup>、「一両種送」之、至<sup>ニ</sup>今日三ヶ度<sup>ニ</sup>也、毎度餅五十・昆若五・今日餅・熨鮑<sup>(32)</sup>などを届けている。同様に、願主・公家衆側で神樂の諸実務に携わつたのは、大沢氏などの雜掌をはじめ、各家の家人たちであつた。天文二十三年には、公家衆が下向する以前から、近衛家の使として北小路俊直や西洞院時秀が南都・京間を往復して施主や公家衆との交渉を行つてゐる。<sup>(33)</sup>特に北小路氏は代々近衛家諸大夫であったが、後に俊直は、近衛前久の子尊政が一乗院に入室した際、ともに南都に赴き、以後は一乗院に仕えることとなる。<sup>(34)</sup>それは彼が神樂に関する実務を通じて、南都にコネクションを形成していたことにもよるのでないだろうか。

ところで、当該期の公家が一様に窮乏状態にあつたことはよく知られていて

る。それゆえ、大和有力国人というスponサーを得て南都に赴くことは彼らにとつて望ましいことであつたに違いない。摂関家にとつては、氏社への神樂奉納という、先祖が行つてきた祭祀を果たすことができた。また他の公家衆は、物見遊山も兼ねつつ、彼らが家業として継承してきた芸能の披露に、厚い待遇をもつて迎えられたのである。しかしだからといって彼らは、決して施主側に言われるまま行動してはいけではない。例えば天文二十三年には、施主側から示された幾つかの点が先例と異なることに対しても、「為<sup>ニ</sup>此方更非<sup>ニ</sup>懇望申儀<sup>ニ</sup>候間、及<sup>ニ</sup>兎角之儀<sup>ニ</sup>候者可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>打置<sup>ニ</sup>候、」という書状を五辻・薄・山科・四辻家が連名で提出し、南都神樂奉納は自分たちの懇望にもとづくものではないので、主張が通らなければ放棄を辞さないと書つてゐる。こうした強い態度は、「用脚惣別事」中の次の部分にも反映していよう。

一、惣別今度之儀不日ニ京へ被申之間、毎時恣京衆被申者也、殊惣別諸道具請取テ其大小之諸道具ヲ一カキニ沙汰シテ、向後何之方ヨリ執行之時も可為此通之旨奥書ヲシテ飯田与介ニ加判サセ申帰京ト云々、向後弥

憲可申基ナリ、

これによれば、京衆はほしいままに振舞い、諸道具を「一かきに」沙汰し、今後の神樂執行の先例とすべき旨を主張して筒井代飯田与介に加判させたといふ。つまり、これまで検討してきた史料CのI部分及びEのような雑具の「一つ書」は、今後、誰が施主になり、社家の担当が誰であろうとも、京衆が参籠諸屋で用いる道具が粗漏なく調べられるよう、箇条書きに作成して今後の基準とすることを、彼ら自身が主張した結果なのであつた。Eは天文二十三年分があるので、まさにここで言及されている通りに作成されたものであろう。そして、永禄五年のCの雑具「一つ書」も、そのままこれを踏襲して

たものであり、「一つ書」の内容の順序が両文書とも殆ど同じであるのはこのためではないだろうか。京衆はまた滞在中、數度にわたって進上される樽や油についても、「今度儀京衆恣ニヨクホリ」<sup>(38)</sup>（欲張）<sup>(39)</sup>で社家を困惑させている。

以上、費用の面から、南都神楽における施主と公家衆及び社家の動向を明らかにした。施主となつた大和の有力武士が神樂に関する一切の費用を負担したのは、松永久秀の例にみるよう、神樂奉納が大和支配の象徴だったからである。そして、費用や道具類の面で、彼らができる限り公家衆の要求に従つたのは、あくまでも武士が公家の南都下向を強く望んだからであろう。

表向き願主に据えられた摂関家が、戦国期の大和において権威とみなされていたことは疑いない。彼らは朝廷の主要な構成員であり、また国人たちの信仰の対象でありつづけた興福寺春日社とも関りの深い存在であつた。

更に、大和武士たちが、古代以来公家の受け継いできた文化に尊崇の念を抱いていた事実も見過せない。神樂を家業とする公家衆の招請に努めたのはこの点にあるともいえよう。最後に、そのことをもう少し見てまとめてみたい。

### 三 文化交流の場としての神楽——まとめにかえて——

戦国期、大名や国人がいわゆる公家文化の享受を希求したことは良く知られている。公家は大名や国人の求めに応じて、在京のまま、あるいは地方に向して、和歌添削や連歌の指導、古典講釈などを行なつた。それはまた困窮した公家の収入につながつた。交流は大名のみならず、その被官や国人クラスにも及んだという。<sup>(40)</sup>

公家衆の南都滞在は、大和の国人たちとの交流の機会でもあつた。例えば天文二十三年の神樂期間中には、願主近衛晴嗣（前久）が五十首和歌会を催した。そこには「四十七、八人」もの参加者が連なり、山科言繼以下所作の公家や西洞院・北小路などの近衛家家人とともに、施主の筒井藤勝丸、一乗院坊官、樂人、宗養・紹巴などの連歌師、加えて「中東（大中臣）時宣・同時基、其外筒井内中坊・八条・喜多・中村・飯田等」といつた社家や国人の被官クラスまでが一堂に会したのである。和歌の後は宴会となり、樂・唱歌に及んだ。

有力國人のひとりである十市遠忠は、詠作や蔵書の多さや和歌への傾倒ぶりで知られる。遠忠は、享禄四年・天文二年・同十一年に南都神樂の施主となつた。<sup>(41)</sup> それぞれの願主は、享禄が九条植通、天文は近衛植家であり、特に天文十一年には法樂和歌を張行している。加わつたのは遠忠や植家のほか一乘院門跡良督・中臣祐園・山科言繼・筒井順昭などであつた。遠忠の文化的な活動は、このような場が存在することによって可能となつていたのである。

また史料C中、「雑具」の一つに「御茶の湯ノ道具」が数えられていることからは、茶人としても有名な施主の松永久秀を交えた茶会が想像されよう。

以上の例から、南都神樂は、当該期にひろくみられた戦国大名・国人による領國への公家招請の、大和における一つの形態ともいえる。戦国期を通じて南都神樂が興隆した背景には、大和武士の公家文化への積極的な関心があつた。

神樂を開催するためには、摂関家を願主に迎え、神樂を奏する公家衆も招請した。したがつて、施主としての経済的負担は相当なものであつた。しかし、それゆえに彼ら国人の力の示威になり、また公家が保持してきた文化を

享受する機会ともなつたのである。南都神樂はまさに都鄙貴賤文化交流の場であつたといえよう。

そして、永禄五年以降の松永久秀や近衛家に目をむけてみると、近衛前久

は三好・松永方との折衝の機会を多く持ち、三人衆と久秀の対立以降も久秀方と深く関わっている。<sup>(44)</sup> 前久が永禄三年から五年まで越後に在国していたことを考えれば、久秀との交誼のきつかけは、あるいは永禄五年末の南都神樂だつた可能性が考えられよう。文化的交流はすなわち、人と人との政治的結合にもつながつたのである。

（1） 安國陽子氏「戦国期大和の権力と在地構造—興福寺荘園支配の崩壊過程

—」（『日本史研究』三四一、一九九一年）、安田次郎氏「祭礼をめぐる負担と贈与—春日若宮祭の頭役について」（『歴史学研究』六五一、一九九三年）。

（2）「美躬卿記」嘉元二年九月三十日条（『実隆公記』永正三年九月十九日条所収）、「春日權現驗記」卷二十。

（3）応永十二および十三年に足利義満の沙汰として枯槁を慰撫する七ヶ夜神樂が催されている。「辰市家旧記」（東京大学史料編纂所蔵膳写本、二〇一二一二四四、「大日本史料」七編之七、応永十二年六月六日条所収）「春日社臨時御神樂之記」（同所蔵影写本、三〇一二一五〇、「大日本史料」七編之八、応永十三年閏六月十八日条所収）等参照。

（4）「大乘院寺社雜事記」（増補続史料大成）文明十一年二月十七日条、明応二年十二月九日条など。当該期の越智氏については、鈴木良一氏「越智家榮の私

反錢」（『大乘院寺社雜事記ある門閥僧侶の没落の記録』第九章II、そして、一九八三年）、森田恭二氏「戦国期畿内における守護代・国人層の動向」（ヒストリア）九〇、一九八〇年、のち『近畿大名の研究』吉川弘文館、一九八六年に所

収、綾部正大氏「大和国「国民」越智家榮の動向について一身分制の観点から」（『高円史学』一〇、一九九四年、のち『大乘院寺社雜事記研究論文集』第一巻。和泉書院、二〇〇一年）等に詳しい。

（5）以上の詳細については別稿を用意している。

（6）大和における松永久秀の動向は『奈良市史』通史二（奈良市発行、一九九四年）『奈良県史』一一（大和武士）（朝倉弘氏著、名著出版、一九九三年）等に詳しい。

（7）「大東文書」「春日大社文書」（永島福太郎氏校訂、春日大社発行、一九八六年）六一—三〇。なお、以下本文中に掲げた史料の傍注等は全て筆者による。

（8）「辰市文書」「春日大社文書」六一—五

（9）「辰市文書」「春日大社文書」六一九、差出は正預祐維のほか辰巳權預祐恩・辰市次預祐次・新權預祐称・大東權預延有・上權預延時・辰巳新預祐磯の連名である。

（10）「辰市文書」「春日大社文書」六一八、一〇、一一。

（11）Aとほぼ同様の文書の写しが、明応二年神樂の記録「春日社臨時御神樂記」（→注15）および天文二十三年神樂の記録「用脚惣別事」（本文後述、→注23）にも存している。

（12）奈良県・斎藤美澄氏編「大和志料」歴史図書社、一九七〇年、永島福太郎氏「奈良文化の伝流」（中央公論社、一九四四年）及び同氏「解説」「春日大社文書」六（春日大社、一九八六年）。

（13）瀬田勝哉氏「春日山の木が枯れる」（同氏「木の語る中世」、「朝日百科日本歴史」別冊「歴史を読みなおす十一」、一九九五年、のち朝日選書六六四、二〇〇〇年）。

（14）「辰市家旧記」。（『大日本史料』七編之七、三〇四頁。）

（15）「春日社臨時御神樂記」（内閣文庫蔵、三一一五七、慶安元年写）明応二年中臣祐松記。

（16）この三十貫文は社家内で分配されるが、それとは別に神樂奉行へ礼錢がも

- たらされていることも以下の部分から判明する。「祐岩方へ分（粉）骨分事、十市ノ時も五貫文ツ、但神樂ノ前後ニ兩度山城へ下向候、其時三貫文ツ、在之間、合十一貫文也、筒井順興殿ノ時も五貫文礼ニ被出之時三貫文在之間合八貫文也、只今藤勝殿ハ五貫文バカリ也、一段無比類減少之始メナリ、越智家栄トキハ都鄙之儀祐松沙汰之間礼分事いかシラズ、「用脚惣別事」】
- (17) 「春日社御神樂類記」(東京大学史料編纂所蔵譜写本、二〇八六一一、原本は彰考館蔵)所収。該本は文暦(永禄)の春日社七ヶ夜神樂の部類記。このうち大永五・享禄四・天文十一年神樂の記(「南都神樂記」(→注28)に同じ)と天文二十三年神樂の記(「用脚惣別事」に同じ)は全文を収録するが、ほかは史料Bを含め抄出である。
- (18) 同一人か否か明らかにはし得ないが、連歌師宗養の天文二十四年九月二日及び弘治元年十一月二十日の百韻の中に、三好長慶とともに「半竹」の名がみえる。(斎藤義光氏「宗養連歌百韻撰」一九八九年)
- (19) 大沢綱家男。「歴名土代」(湯川敏治氏編、続群書類從完成会、一九九六年)によれば、永禄元年正五位下左衛門大夫。なお「天正九年三月日 於越前国生害」とみえる。
- (20) 「南都大神樂雜具請取日記」宮内庁書陵部蔵(B六一八一九)
- (21) 「お湯殿上日記」永禄五年十一月十五日条に「ならに大かぐらあり、山しなもふゑ(笛)のやく(役)にてかぐらの人じゆ(数)」とみえる。
- (22) ちなみに天文二十三年の神樂には、言繼は「供 松波九郎・沢路藤二郎・同虎市・早瀬民部丞・玉井源二郎・雜色、小者三人等也、輿昇四人、葉室地下人、人夫四人、自南都去夜上洛也」(「言繼卿記」*史料纂集*同九月廿五日条)という面々とともに下向している。
- (23) 「春日社陪從御神樂都鄙用脚等惣別事」(中臣祐若記)は首見の限りでは「春日社臨時御神樂記」(宮内庁書陵部蔵 九一五二〇四)および「春日社御神樂類記」に収録。いずれも写本のため書き誤りや判読に困難な箇所があるが、おおよそは宮書本に従つた。
- (24) 「用脚惣別事」に「新交合諸屋事、一、御願主於近衛殿は、但馬やタ、ミサ四帖、長床二、惣ノ屋根、ハタ井タ、敷井タ以下修理之」とみえ、施主方の神樂奉行飯田氏と新祐岩が諸屋の修理について談じている。
- (25) 「辰市文書」「春日大社文書」六一一四。
- (26) 供の数が倍数になっているのは、国人による南都神樂の初度である文明十一年に、願主二条持通・政嗣父子が下向した先例を踏襲したためか。
- (27) 「言繼卿記」天文廿三年六月廿日条。
- (28) 「南都神樂記」(東山御文庫蔵、一二六一四、写本)。該本は、山科言繼が大永五・享禄四年鷺尾隆康神樂記を書写し、これに言繼自らの、天文十一年十一月二十八日から十二月六日に至る南都神樂の記事を合わせたもの。前者の隆康自筆原本は、陽明文庫所蔵「寓記」(大日本古記録「二水記」四に所収)に相当する。奥書によれば、言繼は、天文十一年十一月十八日にこれを持明院基孝所持本を以て書写している。ちなみに、基孝は永禄五年南都神樂に所作の人としてみえる。「言繼卿記」には、「神樂記」を多忠宗や山井景頼ら陪從に貸与した記事が散見され、また天文二十三年九月三日条には「五辻来談、南都神樂之記被写之」ともある。下向公家衆の多くが先例参照のために該本を用いたのであろう。「南都神樂記」及び「寓記」については「東京大学史料編纂所報」三二(一九九六年)、尾上陽介氏「二水記諸本の研究」(東京大学史料編纂所紀要)七、一九九七年)に詳しい。なお「南都神樂記」はほかに国立歴史民俗博物館蔵旧高松宮家伝来禁裏本にあり(ウ函一四三、江戸中期写)、形状・内容ともに東山本とほぼ同一である。
- (29) 「用脚惣別事」。
- (30) 「持明院基春記」(東大史料編纂所蔵譜写本、二〇七三一三一一、原本は尊經閣文庫蔵)十二月十二日条。
- (31) 「南都神樂記」天文十一年十二月五日条。
- (32) 「南都神樂記」享禄四年十一月廿四日条。
- (33) 「言繼卿記」天文廿三年九月一日条「南都神樂之儀、昨日近衛殿内大膳大

夫俊直朝臣自南都上洛云々」、同七日条「平少納言從南都之手日記被隨身」など。なお、公家家人とその役割については、菅原正子氏「中世公家の経済と文化」（吉川弘文館、一九九八年）第一部第三章「公家の家政機構と家司」に詳しい。

(34)

一乘院坊官の記録『二条宴乗日記』（天理図書館蔵、「ヒブリア」五二～五四、六〇、六二の翻刻による）には「北大」（北小路大膳大夫）として俊直の名が頻出する。

(35) 例えば大永五年神楽に南都へ下向した鷺尾隆康は、大仏詣や春日駿記絵の閲覧を行っていることが「南都神楽記」にみえる。

(36) 山科貢繼は笛の所作だけでなく、当地で衣紋の奉仕も行った（『貢繼卿記』天文廿三年九月廿六日条）。

(37) 「貢繼卿記」天文廿三年九月二一日条。

(38) 火うち、硫黄・灯芯、かわらけ、天目、行燈などは、○のみにしか記されていない。永禄五年時に追加されたものであろう。

(39) 「用脚怒別事」。

(40) 武家による公家文化の享受については、川添昭二氏「中世文芸の地方史」（平凡社選書七一、一九八二年）、米原正義氏「戦国武士と文芸の研究」（おうふう、初版一九七六年）、鶴崎裕雄氏「戦国の権力と寄合の文芸」（和泉書院、一九八八年）、井上宗雄氏「中世歌壇史の研究 室町後期」（明治書院、改訂再版一九八七年）など。

(41) 「貢繼卿記」十月一日条。

(42) 「南都神楽記」。

(43) 井上宗雄氏所蔵「天文十一年十二月十二日春日社法楽」（同氏前掲書、八八頁）。天文十一年神楽の期間中にあたっており、井上氏も推測されたように、神樂の施主である十市遠忠が発起し、費用を受け持つたものと考えられる。なお十市遠忠の文芸活動については、同氏「十市遠忠について」（『言語と文芸』五〇、一九六七年、のち前掲書に改編して収録）および「十市遠忠三十番

歌合について」（『早稲田大学図書館紀要』四四、一九九七年）。

(44) 橋本政宣氏「関白近衛前久の京都出奔」（『東京大学史料編纂所紀要』四、一九九四年）

(45) 近衛通隆氏「近衛前久の関東下向」（『日本歴史』三九一、一九八〇年）。